平成２１年（フ）第４２７号
埼玉県熊谷市冑山138番地２
破産者　岩崎　　弘
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７３号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪964番地36、破産手続開始時の住所埼玉県比企郡吉見町大字江綱1576番地３
破産者　山本　寿人
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８９号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋363番地の６
破産者　塩瀬　　昇
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２９０号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋363番地の６
破産者　塩瀬みさほ
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８号
新潟県佐渡市飯持487番地
破産者　佐藤　秀和
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２０年（フ）第６０３号
福井県鯖江市新横江１丁目１番11号　クレードル新横江Ｂ―105、開始決定時の住所福井県鯖江市五郎丸町243番地
破産者　中村　恵美
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
福井県鯖江市戸口町第20号14番地
破産者　ジャコンのはらこと　野原　正治
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
福井県鯖江市戸口町第20号14番地
破産者　野原　正弘
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
福井県丹生郡越前町八田第50号17番地
破産者　齋藤　　清
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９４号
岐阜県下呂市萩原町奥田洞275番地３
破産者　小林　保夫
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
静岡県藤枝市高柳３丁目27番12号　ルミエール高柳２Ｂ号室
破産者　河村　雅也
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９８号
静岡市葵区追手町10番809号
破産者　大石　眞三
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２１号
愛知県一宮市浅井町小日比野字中牧21番地
破産者　森　　貴史
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３０号
愛知県清須市清洲田中町43番地２、開始決定時の住所愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字新居屋郷49番地　エルシエロ甚目寺　太陽の館301号
破産者　小野木隆文
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９１号
愛知県蒲郡市形原町西中畑４番地14
破産者　斎藤　哲義
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第２２８１号
京都市左京区下鴨宮崎町127番地31　福本方、開始決定時の住所京都市上京区寺町通石薬師下る染殿町665番地４　カームアレイ御所東105号
破産者　橋里　支朗
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
京都市右京区西京極南衣手町90番地
破産者　廣田　雅也
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
兵庫県芦屋市楠町14番20―101号
破産者　伊藤　泰久
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０４号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番１号
破産者　木下　秀敏
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係